



住民税非課税  
世帯を支援

## 弘前市物価高騰緊急支援給付金



▼**対象世帯** 令和5年12月1日（基準日）時点で市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯

▼**支給額** 1世帯あたり7万円

▼**支給方法**

①令和5年7月～10月にかけて、弘前市物価高騰緊急支援給付金（支給額3万円）を世帯本人が受給し、前回基準日（令和5年6月1日）時点と比べて世帯の状況に変わらない世帯

前回の給付金（3万円）と同じ口座に振り込む旨や振込予定日等を記載した通知を1月中旬に発送します。

※税情報が把握できない世帯（令和5年1月2日以降の転入者がいる世帯）は除きます／給付金を受け取るための手続きは不要です／通知が届かない場合や、金融機関の支店の統廃合等により振込口座などが通知に記載の口座情報から変更になった場合等は、お問い合わせください。

②上記①に該当しない世帯

対象と思われる世帯に、確認書を2月中旬に送

付します。内容を確認の上、対象要件に当てはまる場合は、同封の返信用封筒で4月22日（月・当日消印有効）までに返送してください。

※市が確認書を受理した日から約3週間後に振り込みとなりますが、書類に不備がある場合は時間を要します／対象と思われるのに確認書が届かない場合や、令和5年1月2日～11月30日の間に、離婚・死別などにより世帯の状況に変化があった場合、確定申告の修正により住民税が非課税となった場合はご相談ください。

◎1万円を追加で給付します

市では、今回の給付金（7万円）の支給対象となる世帯に、燃料費などを支援するための「物価高騰に伴う臨時冬季生活支援給付金」を支給します。

▼**支給額** 1世帯あたり1万円

▼**支給方法** 弘前市物価高騰緊急支援給付金に上乗せして同じ口座に振り込みます（手続き不要）。

■**問い合わせ先** 生活福祉課物価高騰緊急支援給付金担当（☎40-0460）

都市計画を  
変更します

## 都市計画変更の原案の閲覧および説明会・公聴会の開催



【変更する都市計画の内容】

弘前広域都市計画用途地域・特別用途地区の変更

●用途地域…住居系や商業系、工業系等の用途に応じて土地をエリア分けし、エリアごとに建築できる建物の種類や用途の制限を定めたもの。

●特別用途地区…一定の地区において土地利用の増進や環境の保護等を図るため、建築制限の強化や緩和を行うことで、用途地域の制度を補完するもの。

【変更する区域】

○西城北1丁目・小人町・若党町の各一部

○本町・在府町・南塘町・新寺町新割町・北新寺町の各一部

○大清水1丁目の一部

○五代字前田・五代字白山堂・五代字早稲田の各一部

【説明会】

▼**とき** 1月23日（火）、①午後3時～／②午後6時30分～

※①・②どちらも説明の内容は同じです。

▼**ところ** 市役所3階防災会議室

【原案の閲覧】

▼**とき** 1月23日（火）～2月5日（月）の平日、午前8時30分～午後5時

▼**ところ** 都市計画課（市役所3階）

※原案は市ホームページでも閲覧できます。

【公聴会】

▼**とき** 2月9日（金）、午後6時30分～

▼**ところ** 市役所3階防災会議室

▼**その他** 公聴会で意見を述べることができる人は、市内に住所を有し、公述申出書を提出した人です。事前に問い合わせの上、1月23日（火）～2月5日（月・必着）に、持参（平日の午前8時30分～午後5時のみ）、郵送またはEメールで提出を。期間内に公述の申し出がない場合は、公聴会の開催を取りやめます。

※傍聴を希望する人は事前に問い合わせを。

■**問い合わせ・提出先** 都市計画課（〒036-8551、上白銀町1の1、☎35-1134、Eメール toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp）

希望する人は  
手続きを

## 顔認証マイナンバーカード

顔認証マイナンバーカードは、暗証番号の管理等に不安がある人の負担を軽減するため、本人確認の方法を顔認証と目視に限定した暗証番号の設定が不要なカードです。すでに従来のカードを取得済みの人は、随時切り替えの手続きが可能です。

▼**手続き窓口** マイナンバーカード普及促進対策室（市役所4階）／市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）／岩木総合支所民政課（岩木庁舎1階）／相馬総合支所民政課（相馬庁舎内）

※受け付けは、いずれも平日の午前8時30分～午後5時（市民課駅前分室のみ、平日の午前9時

詳しくは  
問い合わせを

## 要介護認定高齢者の障害者控除

65歳以上で、要介護認定を受けている人を対象に「障害者控除対象者認定書」を発行しています。この認定書により、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、本人または扶養している親族は、個人住民税および所得税の障害者控除を受けることができます。

なお、個人住民税と所得税が課税されない場合は、控除申請の必要はありません。

～午後6時、土・日曜日と祝日の午前9時～午後4時30分、毎月第3土曜日・日曜日は休み）／切り替えの手続きの際は従来のカードの持参を。

▼**利用できるサービス**

①本人確認書類としての提示

②健康保険証としての利用

※マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付、その他オンライン手続きなどの暗証番号の入力が必要なサービスは利用できません。

■**問い合わせ先** マイナンバーカード普及促進対策室（☎40-0506）

安心を  
準備しましょう

## 合葬墓の生前申込者を公募

市では、多くの人の焼骨を合同で埋蔵する施設として、合葬墓を運用しています。

亡くなった人の親族等が合葬墓に埋蔵しようとする場合の申請は随時受け付けています。しかし、自身の死後、諸手続きなどを行う親類や身寄りが近くにいないといった声も多く寄せられていることから、合葬墓への生前申込者を公募します。※合葬墓は市で管理しますが、宗教行事などには寺院等への相談をお勧めします。

【令和5年度の募集内容】

▼**公募数** 20人

▼**資格要件** 次の全ての要件に該当する人

①現在弘前霊園一般墓地の使用許可を受けていない人、または生前申し込みと同時に一般墓地を返還する人／②申請をする時点で、継続して1年以

上弘前市に住民登録があり、かつ満65歳以上の人／③自身の死後、その焼骨が確実に埋蔵されるよう、あらかじめ納骨者を指定できる人／④合葬墓に埋蔵後は、焼骨を返還できないことに同意できる人

▼**受付期間** 1月15日（月）～2月5日（月）の平日、午前8時30分～午後5時

▼**申し込み方法** 応募する人の身分証明書を持参の上、環境課（市役所2階）で直接申し込みをしてください。

▼**使用料** 1人6万円（生前申込者として決定後、申請時に納付してください）

※応募数が公募数を上回った場合は、2月27日（火）に公開抽選で生前申込者を決定します。抽選の詳細は、応募者に事前に通知します。

■**問い合わせ・応募先** 環境課（☎40-7035）